

# 「情報発信コーナーリニューアル業務」企画提案説明書

## 1 業務の名称

情報発信コーナーリニューアル業務

## 2 趣旨

本説明書は、東区が実施する「情報発信コーナーリニューアル業務」を委託する事業者を選定するための公募型企画競争（プロポーザル）に関して、必要な事項を定めるものである。

## 3 業務の目的

東区役所1階ロビー内情報発信コーナー（以下「情報発信コーナー」という。）は、ロビー隅に位置しているという配置上、来庁者の足が向かいにくい状況にある。加えて、現在はチラシやパンフレット等の配架が中心で、来庁者・市民に対する有効な情報発信の拠点として活用できていない状況にある。

そこで本業務は、当該コーナーを来庁者や市民にとって魅力的な空間へとリニューアルし、情報発信の場として効果的に活用することを目的とするものである。

## 4 業務内容

情報発信コーナーのリニューアルを実施する。

## 5 業務の履行期間

契約締結日から令和6年3月17日（日）までとする。

## 6 予算規模（契約限度額）

金1,000千円（消費税及び地方消費税10%を含む）以内とする。

## 7 企画提案を求める事項

- (1) 基本コンセプト
- (2) 情報発信コーナーのレイアウト図（案）及びイメージ図（案）

各設置物の配置状況がわかるレイアウト図及びデザインや色を示したイメージ

図を提出すること。また、造作物の耐久性や利用者の安全性の面で配慮した点がある場合は、レイアウト図またはイメージ図のいずれかに説明書きを付すこと。

(3) 効果的な情報発信を実現するための手法について

来庁者や市民が情報発信コーナーに足を運びたくなるような工夫や、効果的な情報発信の手法について提案を行うこと。

(4) 参考見積書

## 8 企画提案の条件

(1) 使用可能な面積

東区役所1階ロビー南東壁面側の横幅 5,725 mmの範囲内（別紙1図面のとおりにとし、高さは天井から 800 mm以上空けること。また、付近を通行する来庁者の安全性を確保するため、設置物全体が柱の前端から手前に 200 mm程度までの範囲内に収まるようにすること。

なお、上記で指定した部分に加えて情報発信コーナー左右の柱部分（横幅約 1,090 mm）を使用することも可能とする。

柱にはあらかじめ電源スイッチや配線が設置されているため、柱に物を設置する場合は、これらの既存設備を毀損したり、使用を妨げたりすることのないよう注意すること（ただし、受託者の負担による移設も可能とする。なお、審査の結果提案が採用され、移設を実行する場合は、施工にあたり委託者と事前に協議を行うこと。）。また、柱にビスを打つ等の施工を行う場合は、建物の安全性に留意すること。

なお、設置物は柱間に設置されている免震ダンパーに接触しないよう留意するとともに、適宜隙間を設けるなどして、ファンコイルユニット（情報発信コーナー後方窓際に設置）からの気流に配慮すること。

(2) 必ず設置するもの

ア 丘珠空港コーナー

横幅 1,200 mm、縦 1,700 mm程度のスペースを用いて、丘珠空港情報の掲示場所やパンフレットラックを整備すること。これに加え、委託者が提供する 65 インチモニター※を組み込む（縦置き）こと。

※SHARP インフォメーションディスプレイ 65 型 (PN-HW651) 幅約 1,458×奥行約 82×高さ約 835 (mm)

イ タッチーフレンズ掲示板

横幅 1,200 mm、縦 1,700 mm程度のスペースを用いて、タッチーフレンズ（東区

と協力して地域貢献を行う企業・団体等）が発信する情報の掲示場所を設けること。

これに加えて、当該掲示板に関連するパンフレット等の配架場所として、パンフレットラック（A4サイズのパンフレットを2種類程度配架可能なもの）を掲示板付近に設置すること。

なお、形態については、常設・着脱式（マグネット等で必要に応じて付け外し可能なもの）を問わない。

#### ウ 東区トピックス

横幅 1,200 mm、縦 1,700 mm程度のスペースを用いて、東区のイベント情報等の掲示場所を設けること。

また、当該掲示板と隣接した位置に、委託者が提供する 43 インチモニター※を組み込む（横置き）こと。

※NEC デジタルサイネージ 43 型 (LCD-E438) 幅約 970.2×奥行約 71×高さ約 559.8 (mm) または同等品

これに加えて、当該コーナーに関連するパンフレットの配架場所として、パンフレットラック（A4サイズのパンフレットを5種類程度、はがき程度の大きさの印刷物を2種類程度配架可能なもの）を付近に設置すること。

なお、形態については、常設・着脱式（マグネット等で必要に応じて付け外し可能なもの）を問わない。

#### エ パンフレットラック

A4サイズを50種類程度、A4三つ折りサイズを15種類程度配架可能とすること（※ ここには、主に東区主催事業以外のイベント等のパンフレットを配架することを想定している。）。

#### オ 掲示板

ア～ウの掲示板のほかに、用途を限定しない掲示板を一つ以上設けること。

カ 上記ア～ウ及びオに設置する掲示板は、いずれもマグネットが使用可能なものとする。

キ 上記ア～ウ及びオのスペースは装飾等による形状の変更を可能とする。

この際、ア～ウで指定した面積（横幅 1,200 mm、縦 1,700 mm程度）の内側に装飾を施す場合は、枠等の装飾を除いた掲示板部分の面積がA1サイズのポスター（横 594×縦 841mm）を少なくとも2枚以上掲示可能な大きさとなるようにすること。

## 9 本業務の参加条件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等、経営状態が著しく不健全な者ではないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 令和 4～7 年度札幌市競争参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「役務（一般サービス業）」の「広告業」または「役務（製造業）」の「その他製造業」に登録されている者であること。
- (6) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有していること。
- (7) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与がある者ではないこと。

## 10 企画提案への参加意向申出書の提出

企画提案への参加を希望する事業者は以下のとおり、参加意向申出書（様式 1）を提出すること。

- (1) 提出期限

令和 6 年 1 月 10 日（水）

- (2) 提出方法

直接持参することとする。（受付：平日 8 時 45 分～17 時 15 分）

- (3) 提出先

札幌市東区市民部総務企画課 担当 板垣・関

（札幌市東区北 11 条東 7 丁目 1-1 東区役所 3 階 21 番窓口）

- (4) 参加資格等についての申し立て

本企画競争において参加資格を満たさない若しくは満たさないこととなった等の通知を受けた者は、その通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（札幌市の休

日を定める条例で規定する休日を除く。) 以内にその理由等を書面により求めることができる。

(5) その他

提出期限までに参加意向申出書を提出しない場合は、企画提案書類の提出を認めない。

## 11 企画提案書類の提出

(1) 提出書類について

ア 企画提案申込書（様式2） 正本1部

イ 企画提案者概要（様式3） 正本1部、副本9部、電子データ

……業務実績がある場合、契約書の写しを添付

ウ 企画提案書（自由様式） 正本1部、副本9部、電子データ

……用紙サイズはA3版、片面印刷とし、枚数は2枚以内とする。

エ 積算書（自由様式） 正本1部、副本9部、電子データ

※ 副本とは、印を押さない企画提案書等のことをいう。

※ 審査の公正を期すため、副本9部には、表紙及び中身を含め提案事業者名を特定できる表現はしないこと。

※ 提出にあたっては、一式をダブルクリップで留めることとし、ステープラーは使用しないこと。また、特別な製本も行わないこと。

(2) 企画提案書類の提出方法・提出先・提出期限

ア 提出方法 持参又は郵送による（電子データについてはCD-RまたはDVD-Rにより提出すること。）。

イ 提出先 〒065-8612 札幌市東区北11条東7丁目1-1 札幌市東区役所  
札幌市東区市民部総務企画課 担当 板垣・関

ウ 提出期限 令和6年1月12日（金）

(3) 無効の取扱い

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

ア 本要領及び仕様書に従って書類が作成されていない場合

イ 以下13(2)イに示すプレゼンテーションに参加しなかった場合

ウ プロポーザル方式による公正な企画提案を妨げた場合

エ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案の場合

(4) 留意事項

ア 企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。

イ 提出のあった企画提案書類は返却しない。

ウ 企画提案書類提出後の訂正、追加、再提出は認めない。

エ 同一の事業者から複数の企画提案は認めない。

オ 企画提案を取り下げる場合は、直ちに「取下願」（様式 4）を提出すること。また、企画提案書類の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも、「取下願」を提出すること。

(5) 著作権に関する事項

ア 企画提案の著作権は、各提案者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要なと認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することを承諾するものとする。この場合、札幌市はあらかじめ提案者にその旨通知する。

ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として選定され、かつ当該契約を締結したものは、企画提案書等を委員会が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む。）。なお、当該使用にあたっては、委員会は無償で使用できるものとする。

エ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

オ 提出された企画提案書類は、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の規定により、公開する場合がある。

## 12 質問及び回答方法

### (1) 質問の受付期限

令和5年12月26日（火）15時00分必着

### (2) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問票（様式5）により、要旨を簡潔にまとめ、下記の連絡先まで電子メールにより提出すること。

### (3) 回答方法

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案募集に際し、広く周知すべきと判断されるものについては、内容を札幌市ホームページ（東区、契約管理課）で公表する。

## 13 審査方法及びスケジュール

### (1) 企画提案の審査

審査は、「(3) 審査項目及び審査基準」に示す審査項目による総合得点方式とし、委員会において審査し、出席した委員会委員の評価の合計点数が高い順に契約候補者とする。なお、総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は契約候補者としない。また、提案者が1者であっても、最低基準点を超えたときは契約候補者として選定する。最高得点者が複数となった場合は、実施委員会の協議により決定する。

### (2) 審査の方法

各企画提案者がプレゼンテーションを行い、実施委員会のヒアリングを実施する。

ア 出席者は1件あたり3名以内とする。

イ プレゼンテーションは、20分程度（説明10分、質疑10分）とする。

ウ 説明については、提出済の企画提案書に基づいて行うこととし、その他の資料等の配布は認めない。説明内容が企画提案書から逸脱する場合は減点とする。

エ 実施場所及び時間等については、参加資格の審査を通過した者に対して別途通知する。

(3) 審査項目及び審査基準

審査項目	審査基準	配点
企画 コンセプト	・本業務が、情報発信コーナーを市民・来庁者に対する有効な情報発信拠点へと整備することを目的としていることを理解した提案となっているか。	20
デザイン性	・周囲の空間との調和が図られ、居心地のよい空間となっているか。	25
	・掲示板やパンフレットラック、各コーナーがバランスよく配置されているか。	
	・パンフレットラック等の配置について、ユニバーサルデザインに配慮されているか。	
訴求力	・来庁者や市民の興味関心を引き、情報を伝わりやすくするための工夫が凝らされているか。	30
機能性	・安全性や耐久性に配慮されているか。	10
利便性	・施工後の維持管理が容易な設計となっているか。	
その他	・目的の達成に資する独自の提案が盛り込まれているか。	10
	・業務全体を円滑に進められると判断できる業務実績があるか。	5

(4) プレゼンテーション審査実施日（予定）

令和 6年1月15日（月）

(5) 審査結果の通知

審査の結果は、後日、プレゼンテーション審査参加者全員に対して通知する。

## 14 その他留意事項

(1) 参加資格の喪失等

以下アからウまでのいずれかに該当するときは、企画提案書類は受け付けず、若しくは評価をせず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

ア 告示で示した参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき



イ 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき

ウ 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

(2) 契約等

ア 企画提案の内容がそのまま契約となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、選定後に、提案された企画の内容を基本とし、委託者と受託者の協議により決定する。

イ 委託業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

ウ 受託者は、本業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠件、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

エ 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使できないものとする。

オ 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。

(3) 東区マスコット・キャラクター（タッピー）の意匠の使用について

企画提案者は、企画提案書の作成にあたり、東区マスコット・キャラクタータッピー（以下「タッピー」と言う。）の意匠を使用することができる。この際、タッピーの意匠の使用に係る事前申請・連絡は不要とする。

なお、審査の結果タッピーの意匠を用いた企画案が採用となった場合でも、別紙2『東区マスコット・キャラクター「タッピー」の使用に関する取扱要領』及び別紙3「タッピー意匠使用における注意事項」に基づき、デザインを一部修正する可能性があるため、留意すること。

【問い合わせ先】

〒065-8612 札幌市東区北11条東7丁目1-1

札幌市東区市民部総務企画課 担当 板垣・関

TEL : 011-741-2409 Fax : 011-723-2691

Eメール : higashi.somu@city.sapporo.jp